

## 香川県広域水道企業団条例第6号

香川県広域水道企業団監査委員条例の一部を改正する条例

香川県広域水道企業団監査委員条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定期監査)</p> <p>第3条 <u>法第292条において準用する</u>法第199条第4項の規定による監査は、毎会計年度1回行う。</p> <p>2 略</p> <p>(随時監査)</p> <p>第4条 <u>法第292条において準用する</u>法第199条第2項、第5項若しくは第7項又は地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条の2第1項の規定により、監査委員において必要があると認める場合において、監査を行うときは、監査を行う日前5日までにその期日を企業長に通知しなければならない。ただし、緊急を要するときその他特別の必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(請求又は要求に基づく監査)</p> <p>第5条 <u>法第292条において準用する</u>法第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項若しくは第242条第1項又は地方公営企業法第27条の2第1項若しくは同法第34条において準用する<u>法第243条の2の2第3項</u>の規定により監査の請求又は要求があったときは、その日の翌日から起算して7日以内に着手しなければならない。</p> <p>2 前項の監査を行うときは、監査を行う日前5日までにその期日を企業長に通知しなければならない。ただし、緊急を要するときその他特別の必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(出納検査)</p> <p>第6条 <u>法第292条において準用する</u>法第235条の2第1項の規定による検査は、毎月25日（その日が休日に当たるときは、その翌日）に行う。</p>	<p>(定期監査)</p> <p>第3条 法第199条第4項の規定による監査は、毎会計年度1回行う。</p> <p>2 略</p> <p>(随時監査)</p> <p>第4条 法第199条第2項、第5項若しくは第7項又は地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条の2第1項の規定により、監査委員において必要があると認める場合において、監査を行うときは、監査を行う日前5日までにその期日を企業長に通知しなければならない。ただし、緊急を要するときその他特別の必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(請求又は要求に基づく監査等)</p> <p>第5条 法第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項若しくは第242条第1項又は地方公営企業法第27条の2第1項若しくは同法第34条において準用する<u>法第243条の2第3項</u>の規定により監査又は検査の請求又は要求があったときは、その日の翌日から起算して7日以内に着手しなければならない。</p> <p>2 前項の監査又は検査を行うときは、監査又は検査を行う日前5日までにその期日を企業長に通知しなければならない。ただし、緊急を要するときその他特別の必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(出納検査)</p> <p>第6条 法第235条の2第1項の規定による検査は、毎月25日（その日が休日に当たるときは、その翌日）に行う。</p>

2 略

(決算審査等)

第7条 法第292条において準用する法第241条第5項、地方公営企業法第30条第2項又は地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定による審査は、その付された日の翌日から起算して7日以内に着手しなければならない。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

2 略

(決算審査等)

第7条 法第241条第5項、地方公営企業法第30条第2項又は地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定による審査は、その付された日の翌日から起算して7日以内に着手しなければならない。